

「城端まちづくり協議会」だより Vol. 13

令和2年6月25日発行

発行 城端まちづくり協議会
城端交流センター
(城端勤労青少年ホーム内)

TEL/FAX 0763-62-1066

メールアドレス jouhana.kmn@gmail.com



行事報告(5～6月)

【環境・土木部会】

環境土木ー1 「各町内からの住環境改善等の要望箇所の現地踏査」

日時： 6月14日(日) 10:00～11:00 参加者数：10名

場所： 交流センター、城端地内各所

本年度の各町内からの住環境改善等の要望箇所について、交流センターにて概要説明を行った後、東新田(荒田町川、合掌川等)、出丸交差点(国道304号-井口城端線)等、雨の中ではありましたが、参加者のみなさんは現地を確認し、熱心にそれぞれの解決策等について議論されていました。

要望内容を検討の上、状況に応じて県/南砺市への積極的な要望、城端まちづくり協議会での対応を進めていきます。



環境土木ー2 「排水樹/管の閉塞状況の解消(西上川島線-東上地先)」

日時： 6月11日(木) 8:00～17:00

場所： 西上川島線 伊藤病院前の排水樹

同箇所の樹から下流川島地先において、管内の閉塞がみられ、排水樹からの越流による影響がみられたことから、管内の清掃(バキューム車による堆積物吸引、洗浄等)等により管内の堆積物の除去し、閉塞状況を解消しました。

環境土木ー3 「「止まれ」の白線表示」

大宮野地区の県道井波井口城端線と市道東上大宮野線の交差点に「止まれ」「停止線」の白線表示の対応していただきました。

同箇所は、昨年7月にも自転車と車の衝突事故がみられ、交通事故が発生しています。

交通ルールを守り、事故のないように留意ください。



【教育・文化部会】

教育文化－1 「城端地区の小・中学生児童への図書カードの寄贈」

日 時： 5月10日(日)

場 所： 城端交流センター

城端地区(13ヶ町)の小・中学生児童 121名を対象に、一人当たり千円分の図書カードを各町内の子ども会を通じて配布しました。

新型コロナウイルス感染症の影響で休校が続く子供たちに自宅学習の教材や読書に役立ててもらうため、山下教育文化部長から児童代表に寄贈しました。



【福祉・健康部会】

福祉健康－1 「特別定額給付金」の申請支援」

特別定額給付金の申請に際し、申告漏れを無くし全員給付を目指して高齢者世帯、高齢単身世帯、障がい者世帯等の申請の方法がわからない、不安がある世帯について、南砺市から民生委員・児童委員や地域づくり協議会への申請手続きの支援・協力依頼がありました。

城端まちづくり協議会では、各町内の区長、民生委員・児童委員等の協力を得て、申請手続きの支援(必要に応じて代筆)協力を行います。

申請に際し、不明な点などがありましたら、各町内の区長、民生委員・児童委員にご相談ください。

城端まちづくり協議会では、申請に必要な書類のコピーを城端勤労青少年ホームで「無料」で対応いたします。お気軽にお越しください。

【防犯・安全部会】

防犯安全－1 「南砺市自主防災マニュアル」の改訂」のお知らせ

南砺市発行の「南砺市自主防災マニュアル」が令和2年4月に改定されました。

前回(平成27年4月)との主な改定のポイントは以下の通りです。

○避難情報の名称変更：「避難準備・**高齢者等避難開始**」「避難勧告」「避難指示(**緊急**)」

*太字：警戒レベルの運用開始に伴う追記

○大雨、暴風雪の注意報・警報の発表基準の変更(富山気象台)

○「洪水ハザードマップ」の更新：国・県の浸水想定区域の見直しを受けての更新

○指定避難所一覧の最新情報(令和2年4月1日現在)に更新

城端地区においては、平成20年7月28日に浸水被害(7.28豪雨災害)をうけております。今一度家庭内で、避難場所はどこか？緊急時の連絡先は？緊急時の持ち出し品は？

話し合ってみてはいかがでしょうか。

防災の基本となる以下の3つの活動を有機的に連携し、被害の軽減を図りましょう。

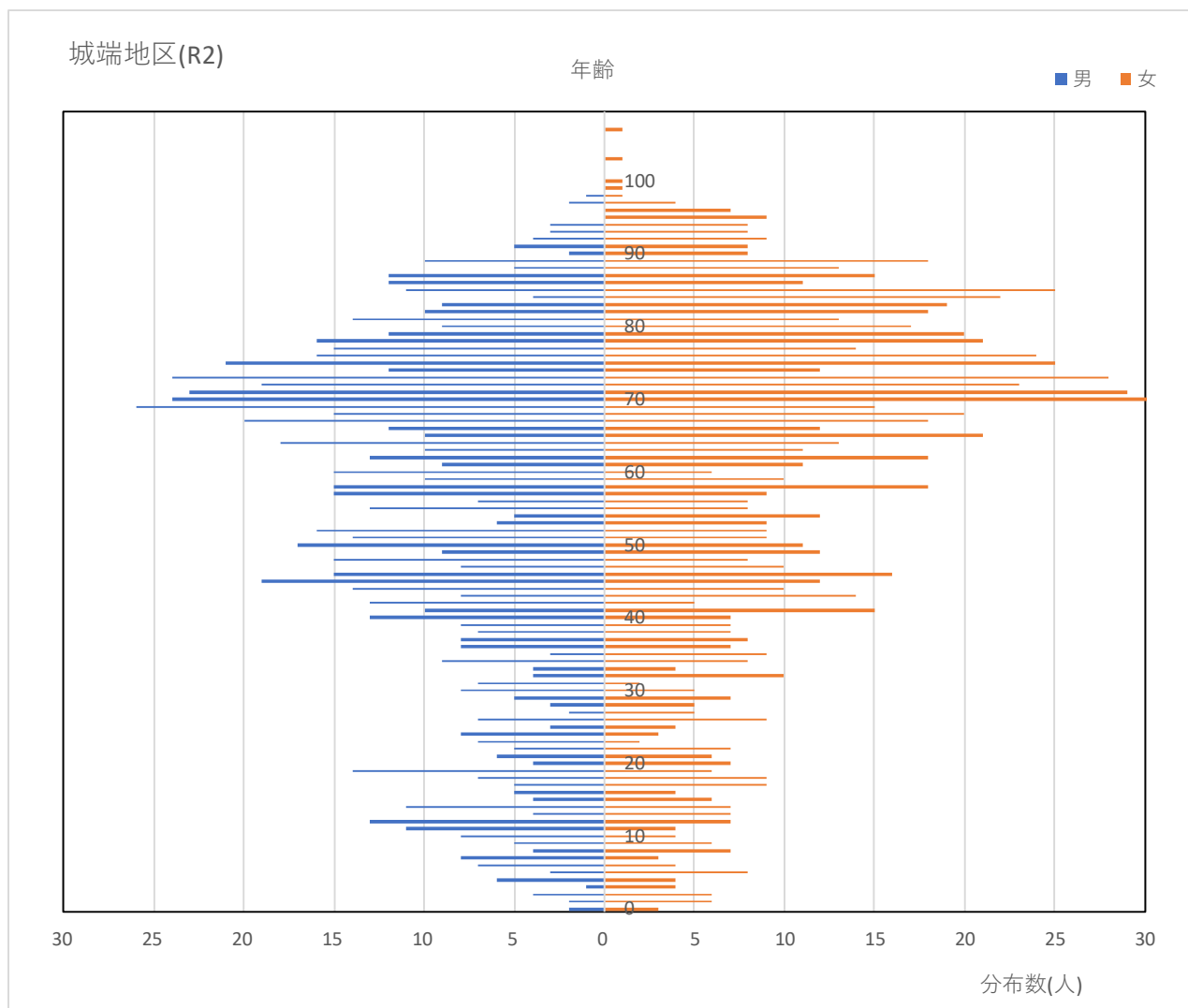
「**自助**」(自らの命は自分で守る)

「**共助**」(地域お互いを守る)

「**公助**」(国・県・市町村等が住民を守る)

城端地区の年齢別人口分布図

現在(令和2年4月時点)の城端地区における年齢別の人口分布図は以下の通りです。
みなさんの年齢はどの位置ですか？



男	女	合計
928	1,057	1,985

お知らせ

令和2年度の南砺市環境保健協議会会長表彰において、城端地区から以下の2団体が受賞されました。関係者の皆様、おめでとうございます。

(健康づくり部門) おしゃべりサロン東新田
(環境衛生部門) 池川散歩みちグループ

水道・下水道の基本使用料の減免のお知らせ

対象者	南砺市水道及び下水道の使用者（一部官公庁を除く）
減免額	上下水道料金の基本料金分が減免の対象 ※基本料金以外の超過料金は、減免の対象外 ※基本水量を超過する 1 m ³ ごとに料金が課され、請求は、減免額(基本料金分)を差し引いた額
水道基本料金	1,595 円(税込) / 1ヶ月当り(10 m ³ まで) (一般家庭: 口径 20mm 以下) ※水道は、口径により基本料金が違います
下水道基本使用料	1,980 円(税込) / 1ヶ月当り(10 m ³ まで) ※下水道基本使用料金は一律
減免期間	6月に使用し、7月に請求する分から5ヶ月間
申込手続き	手続き不要
その他	南砺市からの電話や訪問はありません。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する注意喚起

5月中旬に4名の新型コロナウイルスによる感染が報告された南砺市でも、その後の新規感染者の報告はありません。

引き続き、三密（密集・密接・密閉）の回避とともに飛沫感染対策としてのマスクの着用、接触感染対策としての手指衛生（適切な手洗いや手指消毒用アルコールによる手指消毒）の対応を可能な限りお願いします。

正しく理解して実践を！

濃厚接触者の定義が主に2点変更されています(R2. 4. 20)ので、今一度ご確認ください。

	変更前	変更後
接触時期	「発病した日」	「発病した日の 2日前 」
接触の内容	「2メートル以内の接触」 「感染防止策なしに接触」	「 1メートル以内かつ15分以上 の接触」 「 感染防止策(マスク)なし に接触」

変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 同居あるいは長時間の接触があった者 適切な感染防護無しに診察・看護・介護していた者 体液等に直接触れた可能性が高い者
------	--

くれぐれも新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や不当な差別、風評のないようにご配慮願います。

(各種問い合わせ・相談窓口)

●新型コロナウイルス感染症にかかったかなと思ったら

帰国者・接触者相談センター

砺波厚生センター 22-3512

●健康・予防に関する相談

福光保健センター 52-1767